

令和4年度（2022年度）第1回北海道公衆浴場入浴料金審議会 議事録

1 開催日時

令和4年（2022年）7月15日（金） 13:30～14:30

2 開催場所

北海道立道民活動センターかでの2・7 10階1050会議室  
（札幌市中央区北2条西7丁目）

3 出席者

（1）委員10名

今村委員、大原委員、久保委員、海野委員、奈良委員、橋本委員、工藤委員、  
小西委員、佐藤委員、古名委員

（2）事務局5名

古郡健康安全局長、佐藤食品衛生課長、山中課長補佐、吉澤主査、水戸専門員

4 議事

（1）開会

●事務局 佐藤食品衛生課長

定刻となりましたので、ただ今から令和4年度第1回 北海道公衆浴場入浴料金審議会を開催します。

本日は何かとご多忙のところ、ご出席、誠にありがとうございます。

私は、本審議会の事務局を務めます食品衛生課長の佐藤でございます。

よろしく申し上げます。

（2）委員出席状況報告

●事務局 佐藤食品衛生課長

次に、本日の審議会は、令和3年5月の任命後、初めての開催ですので、私からご出席の委員をご紹介します。

【出席委員の紹介】

なお、学識経験者委員の村上委員、経営者代表委員の村吉委員からは、欠席のご連絡をいただいておりますので、ご報告します。

（3）会長・副会長選出

●事務局 佐藤食品衛生課長

さて、本日の審議会は、先ほども申し上げましたように、委員任命後、初めての開催になりますので、会長及び副会長を選出していただきたいと存じます。

審議会条例第4条により、会長及び副会長は委員が互選するとなっておりますが、どなたかご推薦等ございますか。

●小西委員

今村委員を会長、大原委員を副会長に推薦します。

●事務局 佐藤食品衛生課長

ただ今、小西委員からご推薦いただきましたが、他にございますか。

異議はございませんか。

【各委員了承】

●事務局 佐藤食品衛生課長

それでは、今村委員を会長、大原委員を副会長にご就任いただくということに決定いたしました。

よろしくお願ひいたします。

今村委員、大原委員は会長席、副会長席にご移動願ひます。

(4) 局長挨拶及び諮問

●事務局 佐藤食品衛生課長

それでは、会議に先立ちまして、北海道保健福祉部健康安全局長の古郡からご挨拶申し上げます。

●事務局 古郡健康安全局長

保健福祉部健康安全局長の古郡でございます。

北海道公衆浴場入浴料金審議会の開催にあたり、ご挨拶を申し上げます。

本日の審議会につきましては、急な開催にもかかわらず、ご出席をいただき、感謝申し上げます。

また、日頃から道の保健福祉行政の推進に、多大なるご協力をいただいておりますことにつきましても、合わせて心よりお礼申し上げます。

さて、公衆浴場は、広く道民の皆さんに対し、身近な入浴の機会を提供し、ゆとりと安らぎを与えるとともに、衛生的で快適な生活の維持になくてはならない役割を果たしています。

今後も、地域の公衆浴場を確保していくことがこうしたことから求められているところでございます。

ご承知のように、入浴料金は、公衆浴場の安定的な経営の維持や、住民の皆様の利用に直接影響がありますので、物価統制令に基づき、各都道府県知事が入浴料金の上限を定めているところでございます。

現行の入浴料金は、令和元年10月に定めたものでありますが、新型コロナウイルスの影響が長期化していることやウクライナなどの世界情勢の変化による原油価格などの高騰といったこれまでにない状況があるわけでございます。

こうした状況が公衆浴場業界にも大きく影響しており、全国の動きとしても、東京都では本日15日より、公衆浴場の大人入浴料金を全国で初めてとなる500円台となる引き上げを行いました。

他の自治体においても、料金改定の動きがあると承知しているところでございます。

道においても、先の北海道公衆浴場問題協議会において、公衆浴場の厳しい経営実態などが報告され、「入浴料金の統制額について調査審議するため本審議会を開催すべき」との結論に至りましたことから、本日、3年ぶりに開催することとなりました。

この後、公衆浴場入浴料金の統制額について諮問させていただきますので、委員の皆様には、ご審議をよろしくお願ひしたいと思っております。

本日は、お忙しい中、ご出席どうもありがとうございます。

●事務局 佐藤食品衛生課長

続きまして、公衆浴場入浴料金の統制額に関して、諮問いたします。

知事に代わりまして、健康安全局長が諮問文を読み上げさせていただきます。

【諮問文読み上げ及び手交】

●事務局 佐藤食品衛生課長

それでは、これから会議に入りますが、健康安全局長は業務の都合上、ここで退席させていただきます。

【古郡健康安全局長退席】

(5) 進行の引き継ぎ

●事務局 佐藤食品衛生課長

それでは、これからの審議は、今村会長に進めていただきたいと存じます。  
今村会長よろしくお願いたします。

●今村会長

会長の今村でございます。よろしくお願いたします。

ただ今、知事から公衆浴場の入浴料金の調査審議について諮問があったわけですが、本審議会といたしましては、公衆浴場の入浴料金が道民生活に密接な関わりを持つものであることから、慎重に審議を重ね、責務を果たしていこうと考えておりますので、委員の皆様の御協力をよろしくお願いたします。

それでは、会議次第に従いまして、進めてまいります。

まず、お手元に配付しております会議資料について、事務局から確認をお願いします。

●事務局 水戸専門員

これでは、お手元にお配りしております資料につきまして、ご確認をお願い致します。

本日の会議資料は、5冊になっております。

「令和4年度(2022年度)第1回北海道公衆浴場入浴料金審議会」と記載された本日の次第、委員名簿及び配席図でございます。

資料1は、「令和4年度(2022年度)公衆浴場経営実態調査結果」で、資料は表紙及び目次を含め14ページでございます。

資料2は、「A重油価格表」で、資料は表紙を含め2ページでございます。

資料3は、「全国公衆浴場入浴料金統制額一覧表及び北海道入浴料金の推移」で、資料は表紙を含め3ページでございます。

資料4は、「令和元年度答申書の写し」で、資料は表紙を含めは5ページでございます。

この他に、参考資料として、「関係法令の抜粋」、「過去の答申書の写し」を添付しております。

以上につきまして、ご確認をお願いいたします。

(6) 報告事項(令和4年度(2022年度)公衆浴場経営実態調査結果について)

●今村会長

それでは会議次第の「4 報告」の「令和4年度(2022年度)公衆浴場経営実態調査結果について」事務局から報告願います。

●事務局 水戸専門員

それでは、本年度の公衆浴場経営実態調査の結果について報告します。

お手元の資料1をご覧ください。

まずは、1ページの公衆浴場経営実態調査の概要について説明します。

公衆浴場経営実態調査は、昨年、道内の全ての普通浴場を対象として実施した「公衆浴場基本調査」の結果に基づき、全道の代表的な施設を抽出し、公衆浴場の経営実態を調査するもので、5月から6月初旬にかけて、収益と営業費用等に関する帳簿等の確認と、入浴客数の把握を行いました。

続きまして、2ページをご覧ください。

この調査は、今年度第1回公衆浴場問題協議会において、①から④までの全ての条件に該当する43の対象施設のうち、調査に御協力いただいた19施設に対し、道庁職員が訪問して、収益と営業費用等に関する帳簿等を調査するとともに、各対象施設から、調査対象期間とした1週間における入浴客数をご報告いただいたもの

です。

続きまして、3ページから今回の経営実態調査結果についてご説明する前に、1点ご説明いたします。

今般の原油価格高騰により、公衆浴場事業者に大きな影響を与えている状況にあるかと思えます。

そのため、本調査結果の審議いただくにあたり、施設における「燃料費経費」が重要な項目となるかと思えます。

このことから、1点、事前に検証させていただきました。

燃料種別に支出金額ベースに100%率で、今回の「実態調査対象施設」と「実際に調査を行った施設」を比較いたしました。

こちらにつきましては、対象施設が43施設であったのに対し、調査のご協力を得られた19施設で、燃料種別に差が生じていないか検証する目的で比較いたしました。大きな乖離がなく、同等であることを確認いたしました。

以上を前提に、今回の実態調査結果の説明をさせていただきたいと思えます。

それでは、3ページにお戻りください。

この表は、(A)に、令和元年の公衆浴場入浴料金審議会において算定された基準額、(B)に、本年度の実態調査結果を、各項目の平均月額を対比したものです。

まず「収益」について説明します。

入浴料金収入については、「105万3,565円」で、基準額を「4,401円」下回っています。

牛乳などの物品販売や公的助成金などの営業外収入は「5万9,196円」で、基準額を「3,984円」上回っています。

合計で、基準額を「417円」下回っています。

次に備考欄の「入浴客数調査」の結果について説明します。

今回の実態調査では、1日当たりの大人料金換算基準入浴客数は「90.4人」で、審議会基準の「90.5人」と比較して、「0.1人」下回っています。

以上が、収入に関しての結果です。

営業費用の各項目について説明します。

基準額で、5%の経営努力を見込んで算定しているのは、光熱費、消耗品費、修繕料、備品費、旅費及び交通費、会費及び交際費、その他諸経費です。

人件費のうち、事業主報酬については、これまでの取扱いどおり、前回の審議会で見込んだ基準額と同額を計上しています。

今回の実態調査の結果は資料のとおりですが、基準額との比較において、5千円以上の増減があったものを報告します。

従業員の人件費は、5,995円の増、光熱費は、1万9,518円の増、消耗品費は、6,593円の増、保険料等は、5,453円の増、減価償却費は、3万8,251円の減、公租公課は、2万0,267円の増、その他諸経費は、1万3,357円の増、となっています。

資本報酬と建物再調達費は、基準額を使用しています。

営業費用の合計では、基準額を「3万8,643円」上回る結果となっています。

収益と「営業費用、資本報酬及び建物再調達費を合計した費用総額」との収支差は、「3万9,060円」の減となっています。

続きまして、4ページをご覧ください。

左上の表につきましては、前のページの表と同様で、緑色の表が令和元年度の審議会基本額、オレンジの表が今回の実態調査結果になります。

右側に移りまして、試算AからDといたしまして、令和3年の実態結果である実

態調査結果から、令和4年度における収支を試算したものとなります。

試算Aは、実態調査結果から、燃料費のみを審議会計算で算出したものになります。

試算Bは、入浴客数調査の結果から算出した大人料金換算入浴客数「90.4人」に平均営業日数「26日」を掛け、さらに入浴料金「450円」を掛けた金額「105万5,744円」を収入とし、支出を審議会計算としております。

試算Cは、試算Bから支出のうち、企業努力分として計上されている「-5パーセント」を除いた金額となっております。

試算Dは、試算Cと同様に企業努力分として計上されている「-5パーセント」を除き、重油、灯油及び電気を直近の1ヶ月平均単価で算出し、計上したものとなります。

各算出方法につきましては、下の表中の各項目に、それぞれ記載しております。

次の5ページからは、今回の実態調査結果の詳細を示した資料になります。

5ページをご覧ください。

表の左側の1～19が、各調査施設に割り振った番号になります。

この施設ごとに、行に、月平均の入浴料金収入、営業費用、その差額、1日平均入浴客数の大人、中人、小人、その合計の並びとなっております。

続きまして、6ページをご覧ください。

この表では、一番上の行に、各施設番号、左列に各経費項目を表としたものになります。

なお、この表からは、事業主報酬を除いております。

次のページからは、各経費項目の詳細を示した表となります。

7ページにつきましては、「月間燃料費」を記載した表になります。

燃料の種類といたしましては、左から重油、ガス、灯油、廃油、廃材、その他、を記載しております。

なお、「ガス」はサウナ室などに、「灯油」は暖房などに使用されたものを含んでおります。

昨年度の施設別平均月額と比較すると、3万6,715円の増となりました。

燃料素性のうち、重油につきまして、平均使用量が879リットル、平均単価が1リッターで72円、平均月額で6万3,288円となりました。

昨年度と比較すると、使用量が増え、単価が下がり、平均月額が上がった状況になります。

使用量につきましては、調査の際、対象期間中の冬場は、気温がかなり低くなり、年別に比較して使用量が多くなったと伺いました。

単価につきましては、表中の施設番号8及び9の単価がかなり低い結果となり、全体の平均を引き下げている状況にあります。

こちらの施設につきましては、実際に単価を確認できた訳ではなく、明細等を紛失していることから、経営者自身の帳簿から合計経費を算出し、経営者の証言からおおよその使用量を聞き取ったもので算出した単価となります。

また、基準額と比較いたしますと、使用量が減り、平均月額が2万8,000円ほど減少しております。

重油以外では、「ガス」が使用量及び単価が上がり、平均月額が3,000円ほど上昇、「灯油」につきましては、使用量及び単価が上昇し、こちらも平均月額が3,000円ほど上昇、「廃油」につきましては、使用量が増え、平均月額が2万2,000円ほど上昇した結果となりました。

これらにつきましては、「ガス」「灯油」につきましては、単価が上昇している

ことで経費が高くなったものと推測いたしますが、各施設における使用量が大きくないことから、小さな影響となっているものと推測いたします。

「廃油」につきましては、単純に使用量が増えていることに加え、令和元年時と比べ、「重油」を使用している施設が減り、「廃油」を使用している施設が増加していることから、大・中規模の施設が、「重油」の単価上昇に合わせて、燃料素性を「廃油」に切り替えたことが推測されます。

それ以外の燃料素性につきましては、昨年度及び審議会基準額と比較したところ、大きな乖離は見られませんでした

8ページの「イ」、「消耗品費」ですが、主に掃除用品や洗剤、入浴剤などを経費として計上しております。

続けまして「ウ」、「修繕料」ですが、各施設で公衆浴場の経営にかかるもののみを計上しております。

9ページの「エ」、「備品費」ですが、一覧中のその他には、施設修繕用の材料や修繕機器が計上されております。

続けまして「オ」、「会費及び交際費」と「カ」「公租公課」ですが、記載のとおりになります。

続けまして「キ」、「減価償却費」ですが、備品費と同様に、各施設で使用している施設設備の経過年数の違いなどから、基準額との差が生まれている状況になります。

続けまして「ク」、「借入・支払利子」ですが、記載のとおりとなります。

10ページの「ケ」、「その諸経費」ですが、先ほどの経費以外のものがこちらに計上されます。

主に販売用の飲料の仕入れや会計士に依頼にしている決算にかかる経費、清掃委託業者への委託費などが対象となります。

11ページの「資本及び建物の価格」ですが、記載のとおりとなります。

12ページの「営業外収入」の年額を各施設に表としたものになります。

主に、飲料やシャンプーなどの販売で得た収入や公的助成を受けた金額を計上しております。

なお、その他には、自動販売機や電柱の設置により得た収入などが計上されております。

以上が、今回の実態調査の結果の詳細です。

本実態調査に関連した資料を添付しておりますので、説明させていただきます。

資料2の「A重油価格表」をご覧ください。

これは、北海道公衆浴場生活衛生同業組合における実際の契約価格を地域別に示したものです。

調査対象期間の令和3年度当初については、おおむね1リットル当たり60円台後半で推移しておりましたが、6月に70円台、7月に80円台、と急激に値上がりし、その後、90円台から100円台を推移している状況です。

次に、資料3の「全国公衆浴場入浴料金統制額一覧表」をご覧ください。

各都道府県における入浴料金統制額とその施行年月日、そして前回改定前の入浴料金統制額を記載しています。

表の下には、大人、中人、小人等の料金別内訳を、料金の高い順から該当する都道府県の数を示しております。

本年6月1日時点で、今年に入ってから入浴料金が改定されたのは、愛知県と山口県の計2県となっております。

また、本資料は本年6月1日時点のものですので、東京都の入浴料金改定額につ

いては、反映されておりませんので、ご承知おき願います。

また、次のページに北海道の入浴料金の推移を添付しております。

続きまして、資料4として令和元年度の入浴料金審議会における知事への答申書の写しでございます。

内容につきましては、区分ごとの入浴料金の答申額と、その他に、公衆浴場に関する提言などがまとめられています。

最後に、参考資料といたしまして、物価統制令等の関係法令の抜粋、過去の入浴料金審議会における知事への答申書の写し等を添付しています。

以上で、事務局からの説明を終わります。

●今村会長

ただいまの令和4年度公衆浴場経営実態調査結果についての事務局からの説明について、御意見等がございましたら、お願いいたします。

●奈良委員

コロナで休業したり、経営に影響があったとか、今回の資料からは休んでいるような風景はなかったのですが、影響はなかったかを伺いたい。

それと、コロナ対策で支援金など、経営者への支援状況を伺いたい。

●小西委員

今の奈良委員からのご質問に対して、業界からお答えしたい。

コロナの影響でございますが、コロナが発生してから3年近く経ちましたが、発生当初、道から、コロナの感染が考えられるサウナに関しては感染が拡大する要因となる可能性があるため、営業から外していただきたいと要望があり、我々の業界としても、即座に併設された全てのサウナを止めるよう対応させていただいた。

これにより生じた経費の圧迫部分は、道あるいは市町村から支援金をいただいている状況にある。

今回の実態調査結果のうちその他の収入に、その支援金が含まれていると理解している。

また、サウナを停止することによる影響は大きかったものの、業界全体としての影響は、生活協同組合などと比べると、比較的小さかったと見ている。

現場でお客様の声を聞いていると、外出を控えてほしいとの知事からの要請により、皆さんが家から出ることを控えていた中で、恐る恐る銭湯を利用するお客様がいらっしやった。

組合としては、黙浴を推奨しており、また、お客様にもご協力いただいていた状況ではあったが、近所の知り合いなどの顔を見て、安心して帰られるお客様が多く見られた。

そういったこともあり、業界全体は、大きな減少には至らなかった。

また、解除された際の売上の回復が早かったこともあり、他の業種から見ると、落ち込みは大きくなかったものと見ている。

(7) 協議

●今村会長

続きまして、次に会議次第の「5 協議」の公衆浴場入浴料金に係る審議について、に入らせていただきます。

まず、「審議の方法」と「審議の日程」について協議したいと思います。

## (8) 審議の方法及び日程

### ●今村会長

最初に、「審議の方法」についてでございますが、過去の審議会の例を参考にしたいと思っております。

事務局から説明願います。

### ●事務局 山中課長補佐

それではご説明いたします。

過去の例では、入浴料金の審議につきまして、その内容が細部にわたることから、審議会の中に6名程度の小委員会を設置し、そこで入浴料金について具体的、集中的に検討していただき、その結果を審議会に報告、了承という手続を経て、最終の答申をいただいております。

なお、小委員会の構成員は、学識経験者委員、利用者代表委員、経営者代表委員から、それぞれ2名出いただいております。

### ●今村会長

ただ今、事務局から説明がありましたように、小委員会を設置して審議した方が効率的であろうかと思っておりますが、いかがでしょうか。

【各委員了承】

### ●今村会長

それでは、審議は入浴料金細部の検討は小委員会で行い、その結果を受けて、次の審議会で料金改定額の審議を行うことといたします。

小委員会の構成員は、これまで同様、学識経験者委員、利用者代表委員、経営者代表委員からそれぞれ2名出していただき、計6名で進めるのがよろしいかと思っておりますがいかがでしょうか。

【各委員了承】

### ●今村会長

それでは小委員会の構成員は、学識経験者委員、利用者代表委員、経営者代表委員からそれぞれ2名の計6名ということにします。

小委員会の委員の選出につきましては、後程行うことといたしまして、次に「審議の日程」につきまして協議したいと思っております。

先程、公衆浴場入浴料金の統制額について知事から諮問を受けたわけですが、その根拠となった経営実態調査が5月～6月初旬に行われておりますので、本審議会としては早急に審議の結論を取りまとめ、答申を出す必要があると考えます。

委員の皆様には御苦勞をおかけしますが、ひと月を目処に答申を取りまとめたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

【各委員了承】

### ●今村会長

それでは、そのような日程で、今後の審議を進めたいと思っております。

次に、入浴料金の算定方法及び入浴料金区分につきまして、決定いたしたいと思っております。

従来から算定方法について、「総括原価方式」が採用されており、料金区分については、「大人」、「中人」、「小人」の3区分となっておりますが、この方法及び区分について、事務局から説明願います。

### ●事務局 水戸専門員

それでは、「総括原価方式」と「料金区分」について、説明させていただきます。最初に「総括原価方式」でございます。

「総括原価方式」とは、適正な原価に適正な事業報酬を加えたものが、総収入に



見合うように料金を設定する方式をいい、日本の多くの公共料金において採用されているものであります。

これまでの審議会基準額につきましても、この方式を採用しています。

なお、この「総括原価方式」によって原価を算定する際には、国の通知に基づき、適正な利潤としての「事業報酬」を積算することとされており、この事業報酬につきましては、これまで、「事業主報酬」、「資本報酬」及び「建物再調達費」を計上しているところでございます。

次に「料金区分」でございしますが、「公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令」に基づき、年齢区分として、12歳以上の大人、6歳以上12歳未満の中人、6歳未満の小人、の3区分となっております。

そのほか洗髪についても料金の区分を設けられることになっておりますが、北海道におきましては、昭和47年から洗髪料を取らない形にしております。

以上で説明を終わります。

●今村会長

ただ今の説明にありましたとおり、入浴料金の算定方法及び料金区分は現行どおりでよろしいかと思っておりますが、いかがでしょうか。

【各委員了承】

●今村会長

それでは、算定方法は、「総括原価方式」を採用し、料金区分は、「大人」、「中人」、「小人」の3区分とすることといたします。

ここまでの協議事項につきまして、御意見等がございましたら、お願いいたします。

【各委員から意見等なし】

●今村会長

次に、先程、設置を決定しました小委員会の委員の選出をお願いしたいと思っております。

お手元の委員名簿の代表区分ごと、それぞれ2名の委員の選出をお願いいたします。

なお、選出いただきましたら、事務局へ報告願います。

それではよろしく願います。

【事務局より委員選考用紙を配付】

●今村会長

それでは、選出されました小委員会委員を事務局から報告願います。

●事務局 山中課長補佐

ご選出いただきました委員の方々をご報告いたします。

学識経験者委員より、今村委員、大原委員、利用者代表委員より、海野委員、奈良委員、経営者代表委員より、小西委員、佐藤委員、が選出されておりますことをご報告いたします。

●今村会長

ただ今、報告のありました委員の方々を小委員会委員として、お願いしたいと思います。

皆様、よろしいでしょうか。

【各委員了承】

●今村会長

それでは、選出されました小委員会委員の皆様には、よろしく願います。

なお、小委員会の開催は、資料の作成などの都合から、8月4日の予定です。

また、審議の内容が実態調査施設の個別情報に及ぶことから、これまで同様、非公開で行いたいと思いますが、皆様、いかがでしょうか。

【各委員了承】

●今村会長

その他、何かご意見、ご質問がございましたら、お願いします。

●小西委員

これだけ物価が上がってきていること、どこでも言われていることですが、ウクライナ情勢などの世界情勢から重油の高騰、それに伴って諸経費も上がってきている。

組合員には、かなり経営努力を強いてきたが、組合として、これ以上は無理と、先の問題協議会の中で審議会の開催を意見したところではあります。

我々も今の世の中の状況を踏まえながら、審議会の中でご説明をさせていただきたいと思いますが、生活に密着している我々の業界ですから、業界の独りよがりではなく、委員の方々のご意見を頂戴しながら、今回も適正な料金算定にご審議いただきたいと思っております。

●今村会長

本日の予定議事は全て終了しました。

進行を事務局にお返しします。

(9) 閉会

●事務局 佐藤食品衛生課長

今村会長ありがとうございました。

また、会長並びに委員の皆様、本日は長時間に亘りご審議いただき、誠にありがとうございました。

なお、次回の審議会については、8月下旬を予定としております。

開催前には、各委員の日程調整をさせていただきますので、よろしく申し上げます。

以上をもちまして、「令和4年度第1回 北海道公衆浴場入浴料金審議会」を終了します。

本日は誠にありがとうございました。

以上